

トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業

「未来を描け  滋賀の海外留学応援プログラム」

2026 年度（滋賀県 第3期）派遣留学生募集要項

2026 年 2 月

滋賀留学支援コンソーシアム

目次

はじめに	1
1 趣旨	2
2 本事業の概要	2
3 定義	4
4 求める人材像	5
5 募集コース・支援予定人数	6
6 支援内容	10
7 要件	13
8 応募方法	16
9 選考・審査	18
10 スケジュール	20
11 受験上の配慮申請について	21
12 派遣留学生の義務および採用決定後の手続き等	21
13 採用決定後の留学計画等の変更	22
14 採用取消しまたは支援の終了等	22
15 安全管理について	23
16 個人情報の取扱いについて	24
17 照会先	24
18 リンク集	24
別紙：国・地域コード表	25

はじめに

本募集要項は、滋賀県の企業・経済団体、地方公共団体、高等学校等、高等教育機関、その他高等学校段階からのグローバル人材育成に関心を持つ団体等で構成する滋賀留学支援コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）が実施する「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

<トビタテ！留学 JAPAN について>

文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、意欲と能力のある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一歩を踏み出す機運を醸成することを目的として2013年度から官民協働で「トビタテ！留学 JAPAN」を推進してきました。その取り組みの一つとして2020年度までの7年間で約1万人の高校生、大学生を「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の派遣留学生として採用し、幅広い国・地域への留学を実現しました。

2023年度からは、コロナ禍で大きく落ち込んだ日本人学生・生徒の海外留学者数をいち早くコロナ禍前の水準に回復することを目指し、新たなビジョンを掲げ、2027年度までの5年間、「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージを実施しています。

教育未来創造会議第二次提言（2023年4月27日）においても、2033年までに日本人学生・生徒の海外留学者数を50万人にするとの目標が掲げられており、引き続き、海外留学の促進に努めています。

また、第2ステージからは、特により若い時期の海外経験を将来の留学に繋げるために、高等学校段階からの留学の機運醸成・支援を強化することとし、「トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」の中で、高校生等を対象として全国からの募集に加え、新たに、高校生等を対象に地域の将来をリードし得るグローバル人材の育成に取り組む留学モデル拠点地域を都道府県単位で全国に作る「拠点形成支援事業」を実施しています。

この事業は、地域の産学官が共創し、探究型の海外留学と事前・事後オリエンテーションを組み合わせたプログラムの設計及びその実施のために必要となる体制の整備や資金の確保を行い、将来的に持続性のある事業の構築を目指すものです。

滋賀県は拠点形成支援事業に2023年度に採択され、2025年度まで「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」を実施してきました。2026年度以降はそのノウハウを生かし、「トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業」として機構と連携しながら、県独自の制度として本事業を実施します。

1 趣旨

本コンソーシアムは、「滋賀県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下、「高校等」という。）に在籍する生徒」および「広域通信制高等学校に在籍し滋賀県内の通信教育連携協力施設において通信教育を受けている生徒のうち滋賀県に居住している生徒」の海外留学を支援するとともに、生徒の海外留学機運の醸成を図ることにより、グローバルな視点とローカルな視点を持って、社会課題解決に貢献する人材の育成を推進することを目的として構築しました。

グローバル化の一層の進行やDX化などの技術革新による社会構造の変化が予測できない時代の中、様々な考えを持つ人々との対話を通じて、地域の課題に主体的に取り組む人材が求められています。

その現状に鑑み、本コンソーシアムでは、本事業を実施し、海外での「異文化体験」や「探究活動」を伴う留学を支援することを通じて、多様な体験と主体的に地域の課題解決に取り組むことができる「滋賀ならではの学び」を生徒に提供します。また、留学機運の醸成のために、帰国した生徒が留学の意義や成果、留学で得た体験を積極的に発信できる場を設けます。

滋賀県の地域、企業、行政等が連携して、生徒の学びを支援することにより、社会課題解決に貢献する人材の育成と生徒の留学経験を次なる留学機運の醸成につなげていきます。

2 本事業の概要

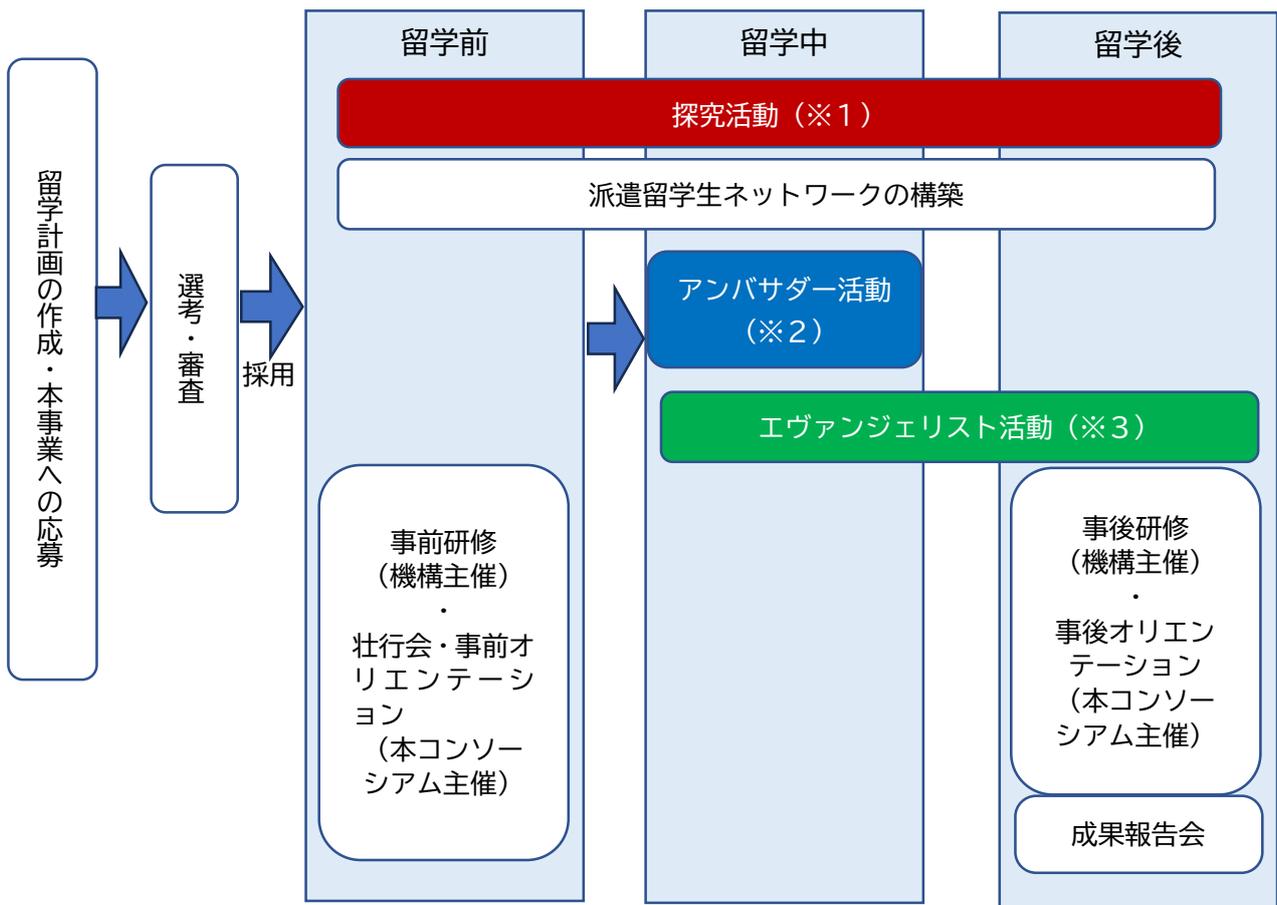
本事業は、「滋賀県の高校等に在籍する日本人生徒等」および「広域通信制高等学校に在籍し滋賀県内の通信教育連携協力施設において通信教育を受けている生徒のうち滋賀県に居住している日本人生徒等」（以下「生徒等」という。）に対し、諸外国および諸地域（以下「諸外国等」という。）への留学に必要な費用の一部を留学支援金として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後にオリエンテーション（以下「事前・事後オリエンテーション」という。）の提供および留学後の継続的な学修や交流の場を提供します。

また、機構が実施する事前・事後研修に参加して、全国で採用された派遣留学生とともに留学経験の質を高めることができます。さらに、事前・事後研修に参加した者は、留学後の継続的な学修や交流の場であるトビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークに参加することができます。

本事業では、生徒等が自ら立案・作成した「探究活動（※1）」を含む留学（以下「留学計画」という。）を支援します。

また、生徒等には留学先において滋賀県や日本の良さを発信する「アンバサダー活動（※2）」、留学中や帰国後には留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える「エヴァンジェリスト活動（※3）」にそれぞれ取り組んでいただきます。

【本事業の全体イメージ】



※1 **探究活動**とは、自らの興味、関心に基づいて問いまたは課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく活動のことです。自らテーマや課題を設定し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出すという「探究心」を大事にしながら行う学修活動です。
 探究活動とその他の学修の割合は生徒等が自由に立案することができ、探究活動のみの留学計画も支援の対象となります。

※2 **アンバサダー活動**とは、留学先で日本や滋賀県の良さを発信する活動を指します。
 例)日本文化紹介・滋賀県の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※3 **エヴァンジェリスト活動**とは、留学中・帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。
 例)活動報告会の開催やSNSでの情報発信

3 定義

生徒等	次のいずれかの要件を満たす生徒 >滋賀県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程に在籍する日本人生徒等 >広域通信制高等学校に在籍し滋賀県内の通信教育連携協力施設において通信教育を受けている生徒のうち滋賀県に居住している日本人生徒等
派遣留学生	生徒等のうち、本事業により留学支援金の支給を受け、留学生を受け入れる諸外国等の機関（以下「受入先機関」という。）へ留学する者。
受入先機関	諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関。受入れの証明や活動を修了したことの証明が可能な機関。 >高校や大学等の教育機関に限りませんが、個人による受入れは認められません。
留学期間 （＝活動期間）	受入先機関において派遣留学生が実際に活動を開始する日から活動を終了する日までの期間。 >渡航および帰国にかかる期間や移動日は、その日に受入先機関での活動を行わない場合、留学期間に含まれません。また、受入先機関が発行する修了証明書等の書面で派遣留学生の受入れを証明できない日程は留学期間に含まれません。 >受入先機関が書面等にて証明する受入れの期間と一致する必要があります。
留学開始日 （＝活動開始日）	受入先機関で活動を開始する日。 >日本出発日、現地到着日および滞在開始日ではありません。
留学終了日 （＝活動終了日）	受入先機関で活動を終了する日。 >現地出発日、日本到着日および滞在終了日ではありません。
新高校2・3年生	2026年4月に、在籍高校等の第2学年または第3学年に進級する生徒等および中高一貫校教育等の高校2年生また高校3年生に相当する学年に進級する生徒等
新高校1年生	2026年4月に高校等に進学する生徒等および中高一貫教育校等の高校1年生に相当する学年に進級する生徒等

4 求める人材像

本事業では、次のような人材を派遣留学生として求めます。

(1)日本の未来を創る将来のグローバル探究リーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身に付ける意欲を有する人材

- 世界の人々との交流を通じて得た学びから、多様な価値観を柔軟に取り入れようとする意欲
- 独自の視点や考えを有し、社会のために貢献しようとする志
- 好奇心を原動力にして、自由な発想で新たな価値を創造する力
- 探究心を持ち続け、視野を広げ情報収集しようとする姿勢
- 失敗を恐れず、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける強い気持ち
- 自らリーダーシップを発揮し、周囲を巻き込む力
- 多様な人々と真摯に向き合い、対話して協働する姿勢

(2)本事業の派遣留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材

(3)本コンソーシアムが主催する事前・事後オリエンテーション、活動報告、報告会、派遣留学生コミュニティ等における諸活動に主体的に参加する人材

(4)留学先において日本や滋賀県の良さを発信する「アンバサダー活動」を行い、留学中や帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する「エヴァンジェリスト活動」に主体的に参画する人材

※官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN～で採用された留学生の留学後の活動状況については以下のリンクを参照してください。

トビタテ！留学 JAPAN の派遣留学生の留学後の活動状況

<https://mext.box.com/s/agg9v0jbtt282gfi4levq6qmiijunrc5>



(5) 本事業では、上記の人物像に加え、特に以下のような人材を支援します。

- 滋賀県に愛着を持ち、産業人材・価値創造人材として、滋賀の発展や活性化に貢献する人材
- 学びの成果を滋賀県に還元し、学びの充実と滋賀県の活性化につなげる人材
- 外国人県民の人口や国籍が多様化する滋賀県において、多文化共生社会の担い手となる人材

5 募集コース・支援予定人数

トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業は、留学で得た学びを地域へ還元するとともに、地域が抱える課題の解決に向けて、海外での学びを通じて探究を深める人材の育成を目的としています。今年度は、地域をテーマとした取組を一層推進するため、地域探究コースに新たに3つのコースを創設しました。

(1) 募集コース

コース	コースの概要
一般探究コース	
社会課題探究コース	Society5.0やSDGsをふまえ、世界・日本・地域が抱える社会課題を自分ごととして問いを設定し、課題解決や活性化、SDGs、社会貢献に寄与することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。
STEAM探究コース	STEAM（科学・技術・工学・芸術・数学）領域における問いを設定した探究活動を含む留学計画や、問いに対してAIやIoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用しながら行う探究活動が含まれた留学計画。
スポーツ・芸術探究コース	実技経験や実績の有無にかかわらず、スポーツ・芸術分野における問いを設定し、当該分野の更なる発展に寄与することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。
地域探究コース <u>（各探究4人までのチーム応募可）</u>	
MLGs探究コース	「琵琶湖」を切り口とした持続可能な社会の実現のために、滋賀で策定した13の目標であるMLGsから1つ、または複数選び、テーマを定め、地域課題の解決や地域貢献に向けて探究する留学計画。
ものづくり産業探究コース	滋賀県は、全国有数の工業県であり、地場企業・中小企業等が県経済を支えているという特性を踏まえ、地元の技術・産業の価値を理解し、海外で、ものづくり産業を学ぶ留学計画。海外で活躍する企業の取組や、専門性を磨き挑戦するマインドに触れることで、産業の発展や将来的な起業につながる視点を学ぶコース。
農業・森林産業探究コース	滋賀県は、「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」がFAOにより「世界農業遺産」として認定されている。世界の先進地で行われている自然環境を守りながら付加価値を生み出す農林業のモデルや、産業やビジネスの視点を取り入れながら、農林業の可能性などを探究する留学計画。
滋賀と世界をつなぐマイ探究コース	上記3つの地域探究コース以外の分野（例：郷土文化、医療、言語、福祉、観光、多文化共生社会など）において、県の特徴を意識しながら学ぶ留学計画。

➤新高校2・3年生は「第一日程」に、新高校1年生は「第一日程」または「第二日程」のいずれかに応募してください。「第一日程」と「第二日程」では、支援予定人数の他、応募の時期が異なります。詳細は「8 応募方法」「9 選考・審査」「10 スケジュール」を参照してください。

➤STEAM（科学・技術・工学・芸術・数学）領域に関する内容の留学計画や、AIやIoT、理科や数学的な見方・考え方を活用しながら探究活動を行う留学計画は、「STEAM探究コース」に応募してください。

- スポーツや芸術に関する内容の留学計画は、実技経験や実績は問いません。スポーツや芸術を通じて滋賀の魅力や価値を見つめ直し、滋賀県の国スポ・障スポの取組や理念を大切にしながら学びを深めようとする意欲を重視するコースです。
- 農業や森林に関する内容を主とする留学計画については、「農業・森林産業探究コース」を選択してください。本コースでは、環境保全の視点に加え、産業としての農業・森林、技術革新や経営の持続性に着目した探究を重視します。また、琵琶湖をテーマにした学びは「MLGs探究コース」を選択してください。
- 各高校等が主催する海外実習等には本事業は利用できません。

(2) 地域探究コースにおけるチーム応募について

地域探究コースは、志や想いを軸に最小2名から最大4名までのチームを組み、地域の特長を踏まえ、自らの興味・関心から発見された地域特有の課題解決や地域貢献につながるテーマを海外で探究することが可能です。全員が同じ国・地域に留学する必要はありません。チームで力を合わせ、自由な発想力と創造力をもって、地域課題の解決に向けて探究することができます。

応募する際には、誰と誰がチームなのかわかるように応募する必要があります。そのため、「チーム応募の手引き」を別途ご参照ください。

(3) 支援予定人数 ※1

留学先地域ごとに、各25人程度の計50人程度とします。

留学先地域	支援予定人数
アジア地域 ※2	25人程度
その他の地域	25人程度

※1

- ①支援予定人数を上回る応募があった場合、「留学先地域」ごとに選考成績の上位者から採用します。
- ②「アジア地域」の応募人数が支援予定人数を下回り、「その他の地域」の応募人数が支援予定人数を上回った場合、「その他地域」の支援予定人数を超えて採用することがあります。

※2

「アジア地域」とは、「別紙：国・地域コード表」の国・地域コードが100番台の国・地域を指します。

【参考・募集コースごとの探究活動の例】

一般探究コース	
社会課題 探究コース	<p>《問い》 「認知症患者の『その人らしさ』を尊重するために地域社会ができる取組は何か？」</p> <p>《活動内容》 ・最先端の認知症ケアを導入している施設のスタッフや地域住民を対象として、認知症に対する意識調査を行う。 ・自治体が行っている認知症の予防・ケアの取組みを調査する。</p>
	<p>《問い》 「女性の貧困の連鎖を断つ就労支援を行う人材に必要なスキルは何か？」</p> <p>《活躍内容》 ・女性の就労支援を行っている NGO 団体でボランティアを行い、どのような支援が行われているか体験する。 ・農業・被服等の産業別に、支援を行うスタッフにインタビュー調査を行う。</p>
STEAM 探究コース	<p>《問い》 「次世代都市、スマートシティ実現のために必要な発想・技術は何か？」</p> <p>《活動内容》 ・企業インターンを行い、スマートシティ先進国の取組みや技術を学ぶ。 ・最先端のスマートシティ施策が住民の生活にどのように還元されているのか、インタビュー調査を行う。</p>
	<p>《問い》 「AI 審判はどのスポーツにも有効か？」</p> <p>《活動内容》 ・同じ競技でも国によって判断基準に差があるか調査し、統一基準を探る。 ・AI 審判の開発のためにはどのような分野の知識が必要か、また課題は何か、現役のエンジニアと意見交換を行い、理解を深める。</p>
スポーツ・ 芸術 探究コース	<p>《問い》 「偏見・差別撤廃の達成に対して、アートはどのような力を持っているのか？」</p> <p>《活動内容》 ・美術大学のサマーキャンプに参加し、様々な表現手法を学ぶ。 ・社会的マイノリティーのコミュニティに参加し、アートに関するイベントを通じて人々の意識がどのように変化するのか調査する。</p>
	<p>《問い》 「日本のスポーツ医療の発展に必要なものは何か？」</p> <p>《活動内容》 ・現地のユースクラブに所属しながら、トレーニング方法や怪我の予防方法を調査する。 ・調査を通して得た知見を基に、国スポ・障スポ開催後の滋賀県におけるスポーツ環境の充実や、将来の選手・競技者を支える体制づくりにどのように生かせるかを考察する。</p>

地域探究コース

<p>MLGs 探究コース</p>	<p>《問い》 「琵琶湖をはじめとした水環境を観光資源としたエコツーリズムの最適な形とは？」</p> <p>《活動内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖等の水環境を地域特性とする観光地に訪問し、プロモーションについて学ぶ。 観光客が観光地に何を求めているかヒアリング調査し、滋賀県に置き換えて検討する。 <p>※MLGs 探究コースで想定される探究テーマの分野例</p> <table border="1" data-bbox="347 555 1391 1160"> <thead> <tr> <th colspan="2">MLGs の 13 の目標</th> <th>想定される探究テーマの分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>清らかさを感じる水に</td> <td>環境保全</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>豊かな魚介類を取り戻そう</td> <td>生物・環境保全・食文化</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>多様な生き物を守ろう</td> <td>生物・環境保全</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水辺も湖底も美しく</td> <td>環境保全</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>恵み豊かな水源の森を守ろう</td> <td>森林・農業</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>森川里湖海のつながりを健全に</td> <td>森林・農業</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>びわ湖のためにも 温室効果ガスの排出を減らそう</td> <td>環境保全</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>気候変動や自然災害に強い暮らしに</td> <td>環境保全・防災</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>生業・産業に地域の資源を活かそう</td> <td>経済・産業</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>地元も流域も学びの場に</td> <td>教育</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>びわ湖を楽しみ 愛する人を増やそう</td> <td>観光振興・レジャー</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>水とつながる祈りと暮らしを次世代に</td> <td>伝統文化</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>つながりあって目標を達成しよう</td> <td>全分野</td> </tr> </tbody> </table>	MLGs の 13 の目標		想定される探究テーマの分野	1	清らかさを感じる水に	環境保全	2	豊かな魚介類を取り戻そう	生物・環境保全・食文化	3	多様な生き物を守ろう	生物・環境保全	4	水辺も湖底も美しく	環境保全	5	恵み豊かな水源の森を守ろう	森林・農業	6	森川里湖海のつながりを健全に	森林・農業	7	びわ湖のためにも 温室効果ガスの排出を減らそう	環境保全	8	気候変動や自然災害に強い暮らしに	環境保全・防災	9	生業・産業に地域の資源を活かそう	経済・産業	10	地元も流域も学びの場に	教育	11	びわ湖を楽しみ 愛する人を増やそう	観光振興・レジャー	12	水とつながる祈りと暮らしを次世代に	伝統文化	13	つながりあって目標を達成しよう	全分野
MLGs の 13 の目標		想定される探究テーマの分野																																									
1	清らかさを感じる水に	環境保全																																									
2	豊かな魚介類を取り戻そう	生物・環境保全・食文化																																									
3	多様な生き物を守ろう	生物・環境保全																																									
4	水辺も湖底も美しく	環境保全																																									
5	恵み豊かな水源の森を守ろう	森林・農業																																									
6	森川里湖海のつながりを健全に	森林・農業																																									
7	びわ湖のためにも 温室効果ガスの排出を減らそう	環境保全																																									
8	気候変動や自然災害に強い暮らしに	環境保全・防災																																									
9	生業・産業に地域の資源を活かそう	経済・産業																																									
10	地元も流域も学びの場に	教育																																									
11	びわ湖を楽しみ 愛する人を増やそう	観光振興・レジャー																																									
12	水とつながる祈りと暮らしを次世代に	伝統文化																																									
13	つながりあって目標を達成しよう	全分野																																									
<p>ものづくり産業 探究コース</p>	<p>《問い》 世界の製造業や職業教育は、どのように人と技術を育てているのか。</p> <p>《活動内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界の製造業や職業教育の現場を訪ね、技術の発展と人材育成の仕組みを学ぶ。 企業の現場での取組や働く人々との対話を通して、専門性を追求する姿勢や挑戦を支える企業文化、ものづくりに向き合う価値観を整理する。 学んだ内容を基に、滋賀県の中小企業や地場産業の特徴を見直し、地域産業の持続的な発展につながる人材育成や関わり方について提案する。 																																										
<p>農業・森林 産業 探究コース</p>	<p>《問い》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然と調和した農業について スマート農業やデータ活用は、生産性や経営のどのような課題を解決しているのか。 <p>《活動内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機農業を行っている農場を訪問し、農薬や化学肥料を使わずに作物を育てる方法を体験する。 スマート農業が、生産量の向上、品質の安定などにどのように貢献しているかを学ぶ。 施設園芸や植物工場において、データを用いた制御（温度・湿度・CO₂・光量など）やAI 活用の実例を学ぶ。 農家や専門家にインタビューし、環境を守りながら生計を立てるための仕組みや課題を聞く。 																																										

滋賀と世界をつなぐマイ探究コース	<p>※観光分野を選択した場合</p> <p>《問い》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界では、地域の魅力をどのように守りながら観光産業を発展させているのか。 <p>《活動内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の観光地やエコツーリズムの現場を訪れ、地域資源の活用方法や観光客との関わり方を調査する。 ・観光に携わる人々へのインタビューを通して、地域経済・環境・文化を両立させる工夫を学ぶ。 ・得られた知見を基に、滋賀の観光資源（自然、歴史、食、暮らし）を生かした新たな観光の形や情報発信の方法を提案する。
------------------	--

6 支援内容

(1) 留学支援金について

留学計画の実行にかかる現地活動費および授業相当額、ならびに事前・事後研修参加費、往復渡航費、査証取得および予防接種等の留学準備等にかかる費用の一部を留学支援金（以下、「支援金」として支給します。（留学計画の実行にかかる全ての費用（実費）を支援するものではありません。）

ア 支給金額について

支援金の支給金額は、応募時に申請する留学計画の受入先機関が所在する国・地域（以下「留学先国・地域」という。）に基づいて決定します。

【支援金 支給金額表】

支援内容	留学先地域	支給金額
支援金	アジア地域※	300,000 円
	その他の地域	500,000 円

※「アジア地域」とは、「別紙：国・地域コード表」の国・地域コードが 100 番台の国・地域を指します。

（留意事項）

- ・ 1 回限りの定額支給であり、留学期間の長短に応じた増減はありません。
- ・ 採用決定後、応募時の留学計画に変更がある場合、支給金額が減額になることはありますが、増額は行いません。
- ・ 留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

【支援金支給金額の例】

<例 1 >

留学先国・地域	支給金額
中国（25 日）	30 万円

>「アジア地域」への留学であるため、30 万円を支給

<例2>

留学先国・地域	支給金額
英国 (25 日)	50 万円

➢ アジア以外の国・地域への留学であるため、50 万円を支給

<例3>

留学先国・地域	支給金額
中国 (25 日) 英国 (5 日)	50 万円

➢ アジア以外の国・地域への留学が含まれているため、50 万円を支給

イ 応募状況に応じた支援人数・支給金額の調整

➢ 「5 募集コース・支援予定人数 (3) 支援予定人数※1②」の場合、支援金の支給金額を、**最大6割まで減額する場合があります。**

ウ 支援金の支給方法・支給時期

- ・支援金の支給は、採用決定後に公開する「事務手続きの手引」に則り行います。
- ・手引における各種提出書類に不備がある場合や留学計画の変更申請を行っている場合は、支援金の支給が遅れることがあります。
- ・支給時期については、手続きの状況等により、留学開始前に支給できない場合があります。

エ 留学計画の変更に伴う支援金の支給金額について

採用決定後、応募時の留学計画に変更がある場合、変更内容によっては支援金の支給金額が減額になります。なお、変更に伴う増額は行いません。

【留学計画の変更に伴う支援金の支給金額について】

<例1>

応募時の留学計画		➔	変更後	
留学先国・地域	支給金額		留学先国・地域	支給金額
英国 (25 日)	50 万円		中国 (25 日)	30 万円

➢ 支援金額が高い「その他の地域」から支援金額が低い「アジア地域」に変わるため、支援金額は 30 万円に変わります。

➢ 既に支給済の場合は、差額分の返納を求めます。

<例2>

応募時の留学計画		➔	変更後	
留学先国・地域	支給金額		留学先国・地域	支給金額
中国 (25 日)	30 万円		英国 (25 日)	30 万円

➢ 応募時は支援金額が低い「アジア地域」のため、支給金額は変わりません。

<例3>

応募時の留学計画		➔	変更後	
留学先国・地域	支給金額		留学先国・地域	支給金額
中国 (25日)	30万円		中国 (20日) 英国 (5日)	30万円

> 応募時から、留学先の国・地域を追加しても支給金額は変わりません。

<例4>

応募時の留学計画		➔	変更後	
留学先国・地域	支給金額		留学先国・地域	支給金額
中国 (20日) 英国 (5日)	50万円		中国 (25日)	30万円

> 応募時は、支援金額が50万円の「その他の地域」を含んだ計画していた場合であっても、計画変更により、「アジア地域」のみになった場合、30万円の支給になります。

> 既に支給済の場合は、差額分の返納を求めます。

(2) 本コンソーシアムが主催するオリエンテーション等の提供

壮行会、事前・事後オリエンテーションおよび成果報告会を実施し、留学経験の質の向上を図ります。

(3) 機構による研修の提供

事前・事後研修を実施し、留学経験の質の向上を図ります。

機構の実施する事前・事後研修へ参加する場合、事前・事後の両方に参加するものとし、いずれか一方のみの参加は認められません。

(4) トビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークの提供

留学後の継続的な学修や交流の場としてトビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークの提供を行います。

> (2)～(4)の概要は「12 派遣留学生の義務および採用決定後の手続き等」を参照してください。

7 要件

本事業の支援を受ける生徒等および在籍高校等は、(1)～(3)の要件を全て満たす必要があります。

(1) 派遣留学生の要件

次の①～⑨に掲げる要件を全て満たす生徒等を支援の対象とします。

応募時には、留学開始時点で以下の要件を満たすかどうかを確認した上で申請してください(別途、時点を指定している場合を除く)。

派遣留学生の要件	
①	日本国籍を有する者または応募時まで日本への永住が許可されている者
②	本コンソーシアムが主催する壮行会、事前・事後オリエンテーション、成果報告会に参加する意思を表明した者
③	在籍高校等において、卒業を目的とした課程に在籍する者
④	在籍高校等が派遣を許可し、受入先機関が受入れを許可する者
⑤	留学に必要な査証を確実に取得し得る者
⑥	留学終了後、在籍高校等に戻り学業を継続する者または卒業を目指す者
⑦	2026年4月1日時点の年齢が30歳以下である者
⑧	留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための給付型奨学金を受け る場合は、本事業の留学支援金との合計額が留学にかかる費用総額を超えない者 ➢他団体等から奨学金を受けるとき、当該奨学金支給団体側が本事業の支援金との併給を 認めない場合があるので、当該団体に確認してください。
⑨	過去(令和6・7年度)に「未来を描け!滋賀の海外留学応援プログラム」の派遣留学生と して採用されていない者 ➢過去(令和6・7年度)に「官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代 表プログラム～」【高校生等対象】で採用された者は、過去の探究テーマと異なるテーマ や過去に留学した国とは行き先が異なる場合に限り認める。また、採用されたが、本人の 責によらず留学開始前に辞退した者も認めることとする。 なお、選考にあたっては、新規応募者を優先することとする。

(注) 新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】との併願について

- 第1日程で応募する者に限り、トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】への併願を可とする。
- トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】に採用された場合、本事業の応募・採用を辞退すること。
- 第2日程で応募する者は、新・日本代表プログラム 2026年度第11期【高校生等対象】への併願は不可とする。

(2) 留学計画の要件

次の①～⑦に掲げる要件を全て満たす留学計画を支援の対象とします。

留学計画の要件	
①	留学先国・地域における留学期間が2026年8月1日(土)から2026年10月31日(土)までの間である計画 ➢ 留学開始日が2026年8月1日(土)より前の計画は、支援対象外です。 ➢ 「留学開始日」とは、受入先機関で活動を開始する日です。日本出発日、現地到着日および滞在開始日ではありません。
②	留学先国・地域における留学期間が12日以上92日以内の計画 ➢ 留学終了(受入先機関での活動終了)後、10日以内に帰国する必要があります。
③	受入先機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画 ➢ 受入先機関とは、諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関です。個人による受入れは認められません。受入先機関がなく、受入れの証明や活動を修了したことの証明ができない計画は支援の対象外です。 ➢ 受入先機関が複数ある場合、各受入先機関での活動開始前に受入許可を得る必要があります。
④	在籍高校等が、教育上有益な学修活動と認める計画 ➢ 語学学習のみを行う計画は、支援の対象外です。ただし、語学学習が留学全体の準備過程または補助的位置づけとして計画の一部に含まれている場合は、支援の対象となります。
⑤	留学の目的に沿った探究活動が含まれている計画
⑥	アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画
⑦	受入先機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報および感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画 ➢ 応募時点で受入先機関の所在地が「レベル2」以上であっても、選考に差し支えありません。ただし、留学開始時点または留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、支援金の支給対象外となります。

ア 「留学期間」の注意点 (要件①②)

「留学期間」とは、受入先機関における派遣留学生の実際の活動の開始日から終了日までの期間で、受入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。

<例1>のように、渡航および帰国にかかる期間や移動日は、その日に受入先機関での活動を行わない場合、留学期間に含まれません。また、受入先機関が発行する修了証明書等の書面で派遣留学生の受入れを証明できない日程は留学期間に含まれません。

また、本事業の留学として支援を行う留学は1回のみです。後の<例2>のように留学を終え日本へ帰国した後に再度留学する場合、両方の留学を支援することはできません。いずれか一方を選択してください。

<例1> 以下の場合、留学期間は8/3～8/12（10日間）と8/14～8/20（7日間）の17日間

8/1	日本を出国し、英国に到着。ホームステイ開始。	
<u>8/3～8/12</u>	英国の受入先機関で活動。	留学開始日：8/3
8/13	英国からアメリカ合衆国へ移動（※活動はなし）。 語学学校の寮に入寮。	
<u>8/14～8/20</u>	アメリカ合衆国の受入先機関で活動	留学終了日：8/20
8/21	寮を退寮し、アメリカ合衆国を出国	
8/22	日本に到着	

- 「留学開始日」は8/3です。日本出国日、英国到着日およびホームステイ開始日の8/1は留学開始日ではありません。
- 「留学終了日」は8/20です。アメリカ合衆国出国日および退寮日の8/21や日本帰国日の8/22は留学終了日ではありません。

<例2> 8月に2週間アメリカへ留学後、日本に帰国。その後、10月に2週間カナダへ留学する。

→アメリカまたはカナダへの留学のいずれか一方を本事業の留学として応募してください。

イ 「受入先機関」の注意点（要件③）

採用後、支援金の受給にあたっては、受入先機関が発行する修了証明書等の書面により受入先機関での活動を証明する必要があります。また、本事業の要件を満たす受入先機関であることを確認するため、受入先機関の所在地や法人格について本コンソーシアムが照会する場合があります。応募時に受入先機関を確定している必要はありませんが、事前に受入先機関の情報を確認した上で応募することを推奨します。

【受入先機関として認められない例】

- 日本に所在する法人・団体等
（※日本に所在する法人・団体等の海外事務所は認められます。）
- 滞在先（ホームステイ先、寮、ホテル等）
- 留学あっせん業者（留学エージェント、旅行代理店、現地ツアー会社等、留学手続き代行・留学先あっせん・滞在中のサポートを行う業者・団体）
 - ・留学あっせん業者が受入先機関として認められるのは、留学計画の活動内容が留学あっせん業者の業務・活動に関するものである場合のみです。
- 個人（親戚・知り合い、教師宅等）
 - ・個人が経営する事業に関する活動を行う場合、当該団体が受入先機関です。

ウ 留学あっせん業者を利用する場合の注意点（要件①～⑦）

機構および本コンソーシアムが留学あっせん業者や当該団体が持つ留学プログラムを公認・認定することはありません。応募者は、留学あっせん業者が提供する留学プログラムを利用する場合、その留学プログラムが本事業の要件を満たしていることを必ず確認してください。

(3) 在籍高校等の要件

次の①～③に掲げる要件を全て満たす必要があります。

派遣留学生在籍高校等を卒業した後も、本事業による支援が完了するまで下記の体制を有する必要があります。

在籍高校等の要件	
①	留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制を有すること
②	留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること ➤在籍高校等は、文部科学省が定める「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に記載のある事項について対応できる体制を整備する必要があります。 ➤留学中および留学の前後において、本事業の運営等に影響を与える可能性がある事態が生じた場合に、本コンソーシアム、派遣留学生本人およびその保護者との連絡、状況の把握および収拾に努める体制を整備してください。
③	派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること ➤本事業の事務手続きを遅滞なく適切に行う体制を整備してください。

※応募時に転学することが決定している場合、応募時の在籍高校等と転学先の在籍予定高校等双方において、派遣留学生を支援できる体制が整っていることが支援の条件となります。なお、応募申請は応募時の在籍高校等を通じて行い、採用後に「事務手続きの手引」に従って転学の手続きを行ってください。手続き完了後は、転学先の学校を通して、必要な手続きを行ってください。

8 応募方法

(1) 応募申請に関する注意点

- 応募を希望する生徒等（以下「応募者」という。）および在籍高校等は、本募集要項を熟読の上、応募申請を行ってください。
- 応募者は、**必ず在籍高校等（または入学予定の高校等）を通して応募申請してください。個人で応募申請することはできません。応募の可否について、在籍高校等（または入学予定の高校等）に必ず確認してください。**
- 応募後に転学することが決定している場合であっても、応募申請は応募時の在籍高校等を通じて行ってください。なお、転学先の在籍高校等が滋賀県の高校等であること等、応募者は要件の確認をしてください。
- 応募する留学計画は在籍高校等の長が教育上有益な学修活動と認める必要があります。留学計画の作成は、在籍高校等（または入学予定の高校等）の担当者と相談の上で行ってください。
- 新高校2・3年生と新高校1年生は、応募の時期が異なります。詳細は、「9 選考・審査」および「10 スケジュール」を参照してください。
- また、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」【高校生等対象】との併願者は「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」と両方で採用されることはありません。

- いかなる理由であっても応募申請期限を過ぎた場合は申請を受け付けません。在籍高校等は、応募者から在籍高校等への提出期限を応募者に周知するとともに、在籍高校等から本コンソーシアムへの応募申請期限を厳守してください。
- 応募申請期限後の選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。面接審査受験時に留学計画の変更や訂正を申し出ることは可能ですが、申し出たことをもって変更や訂正が受理されることはありません。必ず採用後に留学計画の変更申請を行い、承認を得る必要があります。
- 地域探究コースにチームで応募をする応募者は、「チーム応募の手引き」を熟読の上、応募申請を行ってください。

<在籍高校等の役割について>

本事業は、応募～採用後の全手続きについて、在籍高校等を通して行います。応募者がいる高校等は、「7 要件」の「(3)在籍高校等の要件」に掲げる体制を整備すると共に、本要項をはじめ、本コンソーシアムが作成する各手引きに記載の事項について理解した上で手続きを行ってください。

(2) 応募方法

応募者

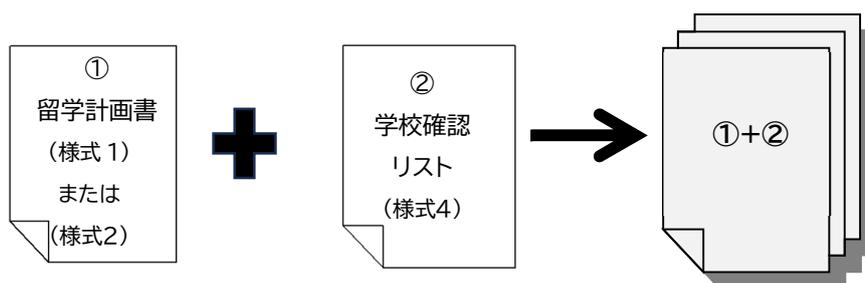
以下の書類①②を在籍高校等に提出してください。

- ①2026 年度トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」留学計画書（様式1）（チーム応募の場合は様式2）
 - 以下の滋賀県教育委員会のホームページから、様式1または様式2をダウンロードして作成してください。
 - URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/kakusyu/333762/335439.html>
 - 応募書類は日本語で作成してください。
 - 応募書類に不足や記入漏れ等の不備がある際は、審査の対象とならない場合があります。
 - 電子媒体で在籍高校等に提出してください。
- ②自己PR書
 - 必ず A4 サイズ1枚に収まるように作成し、PDF ファイルにしてください。
 - 電子媒体で在籍高校等に提出してください。

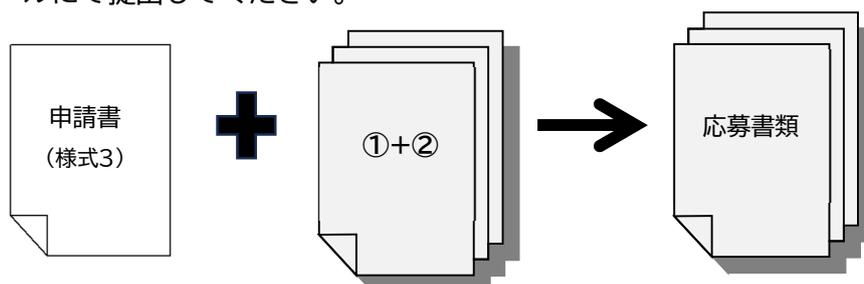
在籍高校担当者

- 以下の滋賀県教育委員会のホームページから、様式3、4をダウンロードして作成してください。
- URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/kakusyu/333762/335439.html>
- ・学校確認リスト（様式4）は応募者ごとに作成してください。
- 「学校コード」は、大学入試センターが提供する「[高等学校等コード表](#)」に記載の「学校コード」を参照してください。（滋賀県教育委員会のホームページに掲載しています。）

- 学校確認リスト（様式4）を用いて応募書類を確認の上、**応募者ごと**に様式1（チーム応募の場合は様式2）と様式4を取りまとめてください。



- 申請書（様式3）と上記で取りまとめた応募書類を**必ず在籍高校等から**当コンソーシアムにメールにて提出してください。



(3) 応募申請期限

【応募者から在籍高校等への提出期限】

各在籍高校等が設定します。在籍高校等の指示に従ってください。

【在籍高校等から本コンソーシアムへの応募申請期限】

在籍高校等は、本コンソーシアムへ応募申請する前に留学計画の内容確認を行い、「10. スケジュール」に記載されている提出期限までに応募書類をメールにて提出してください。校内の提出期限は余裕をもって設定してください。また、必ず応募者に提出期限を周知してください。

9 選考・審査

(1) 選考の流れ

新高校2・3年生は「第一日程」、新高校1年生は「第一日程」または「第二日程」のいずれかで応募してください。

- 個人応募者・チーム応募者 選考フロー（「第一日程」、「第二日程」共通）



【留意事項】

- 「第一日程」と「第二日程」の両方に応募することはできません。
- 新高校1年生は、「第一日程」で応募する場合、応募の可否を2026年4月に入学予定の高校等に必ず確認してください。
- 個人応募者の場合、書面審査（一次審査）通過者を対象に、面接審査（二次審査）（個人面接）を実施します。
- チーム応募者の場合、書面審査（一次審査）通過したチームを対象に、チーム単位での面接審査（二次審査）を実施します。

(2) 審査の観点

本事業では、派遣留学生在が将来、日本の未来を創る「地域にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」として、次のような人材として活躍することを期待しています。

- 自己のあり方生き方を考え、持続可能な未来の創り手として探究を深め、自ら課題を発見し解決できる資質を持った人材
- 好奇心を原動力として、自由な発想で新たな価値を創造するマインドを有する人材
- 失敗を恐れずに、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける人材
- 多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界のグローバルリーダーと渡り合い、日本や国際社会において活躍できる人材

上記に基づき、審査は「人物」と「計画」の2つの観点から行います。「人物」の観点をより重視します。

観点① 人物（求める人材）

- 本要項「4 求める人材像」で示したような人材であるか。

観点② 計画（留学計画の内容）

- 留学の目的や学びたいことが明確であるか、応募理由が明確であるか
- 留学の目的を達成させるために適切な「留学先」「期間」「探究活動内容」であるか
- 今回の留学で得た成果を自分の将来にどのように活かすか、滋賀県にどのような形で還元しようと考えているか
- 滋賀県の理想像と、その実現に留学で学んだことがどのように貢献できるか

(3)選考、審査および採否結果にかかる注意事項

- 選考、審査にかかる問い合わせおよび採否結果の理由については一切お答えできません。
- 選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。
- 応募書類における成績の記載について

なお、本事業において、2026年度は、留学支援金の一部に国費（高校生留学促進事業）の活用を予定しており、国への申請を行う予定です。その申請に必要な確認事項として、応募者の成績（全体評定平均および外国語科目の評定平均）の申告をお願いしております。

これらの成績は国への申請手続きのためのものであり、国費の採択の有無や学業成績の内容が、本事業における留学の合否または支援金額に影響することは一切ありません。

10 スケジュール

- ・新高校2・3年生は「第一日程」で応募してください。「第二日程」で応募することはできません。
- ・新高校1年生は、「第一日程」又は「第二日程」のいずれかで応募してください。「第一日程」で応募する場合、応募の可否を 2026 年4月に入学予定の高校等に必ず確認してください。なお、「第一日程」と「第二日程」の両方に応募することはできません。

	日程
応募者から在籍高校等への 応募申請提出	在籍高校等（または入学予定の高校等）が 指定する期間
第一日程（新高校2・3年生／新高校1年 生） 応募受付開始	募集要項公開日以降
第一日程 応募受付締め切り	3月18日（水）
第一日程 書面審査	3月下旬
第二日程（新高校1年生のみ） 応募受付 開始	4月8日（水）
第二日程 応募受付締め切り	4月15日（水）
第二日程 書面審査	4月下旬
書面審査結果通知	4月下旬
面接審査	5月9日（土）
採否結果通知	2026年5月下旬予定
採用者の手続き	（採用決定後に詳細を通知予定）
「未来を描け！滋賀の海外留学応援プロ グラム」壮行会・事前オリエンテーション（参 加必須）	5月下旬（採否決定後）～6月の間で 本コンソーシアムが指定する1日
機構主催 新・日本代表プログラム事前研 修（原則参加）	6月13日（土）/14日（日）@東京 6月20日（土）/21日（日）@大阪 <u>原則6月21日（日）@大阪に参加してください。</u>
留学期間	2026年8月1日（土）～10月31日（土）まで
機構主催 新・日本代表プログラム事後研 修（原則参加）	2026年秋以降順次
「未来を描け！滋賀の海外留学応援プロ グラム」事後オリエンテーション（参加必須）	2026年11月中旬
「未来を描け！滋賀の海外留学応援プロ グラム」成果報告会（参加必須）	2026年12月下旬

- 応募状況によっては、審査の日程や会場が変更になることがあります。
- 面接審査は対面での実施を予定しています。指定された日時および会場は原則として変更できませんので、ご留意ください。なお、交通費は応募者の自己負担です。
- 機構が主催する事前研修・事後研修は留学経験の質の向上に繋がるため、原則参加してください。事前研修は、上記の4日程のいずれかを機構が指定しますので、参加できるよう準備をしてください。
- 本コンソーシアムが主催する壮行会・事前オリエンテーション、事後オリエンテーション、成果報告会は参加が必須です。必ず日程を空けてください。

11 受験上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受験するにあたり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍高校等を通じて本コンソーシアムに相談してください。

12 派遣留学生の義務および採用決定後の手続き等

(1) 機構主催 新・日本代表プログラム事前研修への参加（原則参加）

派遣留学生は、留学を開始する前に機構が主催する事前研修（半日間を予定）に原則参加してください。研修の途中からの参加や途中までの参加は認められません。日時及び会場は、機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。「10. スケジュール」に記載の4日程のいずれかを指定しますので、必ず参加できるよう準備をしてください。なお、交通費の支給はありません。支援金に含まれています。

(2) 「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」壮行会・事前オリエンテーション（必須）

滋賀県から派遣留学生への期待を伝え、滋賀県代表として留学する自覚と意欲を高める場として壮行会を実施します。壮行会の後は、留学出発に向け、生徒同士の交流を通じて、探究活動計画の詳細確認、検討する場として事前オリエンテーションを開催します。

(3) 派遣留学生登録書類・支給申請書類・誓約書等の提出

派遣留学生は、採用決定後の案内に従って書類を提出してください。在籍高校等の担当者は、採用決定後の手続きにあたり、追って発出予定の「事務手続きの手引」を併せて適宜確認してください。

(4) 機構主催 新・日本代表プログラム事後研修への参加（原則参加）

機構が主催する事前研修に参加した派遣留学生は、留学終了後、機構が主催する事後研修（1日間を予定）に原則参加してください。研修の途中からの参加や途中までの参加は認められません。

事後研修は、2026 年秋以降に順次開催予定です。日時および会場は、帰国日等に応じて機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。なお、交通費の支給はありません。支援金に含まれています。

(5) 「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」事後オリエンテーション（必須）

留学計画の達成状況や留学中の経験、探究活動の成果等を参加者と共有し、成果報告会に向けた準備を行う場として実施します。

(6) 「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」成果報告会（必須）

留学中の経験や探究活動の成果を参加者（教育関係者、経済団体、地域の企業等）と共有し、地域への貢献、活性化のための提案発表を行う場として開催します。

(7) 留学報告書の提出

派遣留学生は、事後研修または事後オリエンテーション、いずれか後に受講した日付から起算して1か月以内に別途定める「留学状況報告書」を本コンソーシアムに提出する必要があります。

(8) 在籍高校等卒業後の連絡先について

在籍高校等を卒業後に連絡先に変更が生じた場合、各種活動の案内や調査依頼等が届くよう、その旨を本コンソーシアム事務局（滋賀県教育委員会事務局高校教育課）に連絡してください。

(9) 本コンソーシアムおよび機構が実施する調査への協力

本コンソーシアムおよび機構が、支援企業や協力団体等への成果報告のために実施する進路等の調査について、最善の努力をもって取り組んでください。

(10) 機構が主催する留学生ネットワークへの参加（任意）

機構が実施する事前・事後研修の参加者は、トビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生から成り立つ派遣留学生ネットワークに参加可能です。派遣留学生ネットワークにおける留学機運醸成のための活動や、派遣留学生同士の交流等の各種活動があります。

(11) 広報への協力について

派遣留学生として継続的に自らエヴァンジェリスト活動に取り組んでください。また、本事業は、留学機運の醸成や事業成果の発信を目的とした広報活動を事業内容の一部としております。派遣留学生には、写真・動画の撮影および提供、県ホームページ・SNS 等への掲載、ならびに支援企業への成果報告等の広報活動に御協力いただきます。これらの内容を御理解の上、応募してください。

(12) 誓約書の遵守

派遣留学生は、誓約書に記載の事項を将来にわたって遵守してください。

13 採用決定後の留学計画等の変更

採用後に留学時期や受入先機関等に変更が生じた場合、速やかに留学計画の変更申請の手続きを行う必要があります。

留学計画の変更内容によっては、選考委員による再審査を行います。再審査の結果、変更が承認されない場合や、支援金の支給を終了する場合があります。また、再審査には回数の制限（原則2回）がありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

14 採用取消しまたは支援の終了等

(1)採用の取消し

本コンソーシアムは、派遣留学生の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消し、既に支給している支援金の返納を求めることがあります。

(2)支援金の支給の終了

本コンソーシアムは、派遣留学生が以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、支援金の支給を終了し、既に支給している支援金の全部または一部の返納を求めることがあります。

- ①「7 要件」の「(1)派遣留学生の要件」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ②留学期間が12日に満たなくなった場合
- ③誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
- ④学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合または受入れ機関もしくは在籍高校等で懲戒処分を受けた場合
- ⑤留学計画に大幅な変更が生じている場合

➤ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではありません。

⑥派遣留学生の本事業にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合

⑦その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

15 安全管理について

派遣留学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍高校等や受入先機関と連絡を密にするようにしてください。

渡航中の万一の事故に備えるため、留学開始までに各自で海外旅行保険に加入することを推奨します。また、在籍高等学校等で所定の制度がある場合には在籍高校等の指示に従ってください。無保険での海外留学はコンソーシアムとして許可しません。留学に出発する前に在籍する学校を通して本コンソーシアムに保険証書のコピーを PDF データ等で提出してください。

なお、保険への加入にあたっては、補償項目や留学中のサポートサービスの有無等をよく確認のうえ、希望に合う保険を選択してください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。また、留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用してください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

- 外務省ホームページ「領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）」
〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1（外務省庁舎内）
TEL（代表）03-3580-3311（内線：2902、2903）
https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html
- 外務省「海外安全ホームページ」
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 独立行政法人日本学生支援機構「海外留学支援サイト」
<https://ryugaku.jasso.go.jp>
- 文部科学省ホームページ「高等学校等における海外留学に関する危機ガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext_02524.html

【在留届の提出について】

旅券法第 16 条により、外国に住所または居所を定めて 3 か月以上滞在する日本人は、その住所または居所を管轄する日本の大使館または総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられています。留学先国・地域で緊急事態等が発生した場合に、在外公館から連絡や保護を受けられるよう、渡航後は最寄りの在外公館に在留届を必ず提出してください。

また、滞在期間が 3 か月未満の場合は、外務省旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができるため、登録をしてください。

- 外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
- 外務省海外旅行登録「たびレジ」
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

16 個人情報取扱いについて

提供された個人情報は、本事業実施のために利用されます。また、行政機関、公益法人等および機構内関連部署等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。この利用目的の適正な範囲において、機構、「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等、教育機関、在外公館、行政機関、公益法人および業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

17 照会先

(1) 応募者および保護者の照会先

応募者および保護者の方は、在籍高校等の担当者を通じてお問い合わせください。

・事務局は、応募者および保護者の方からのお問い合わせは原則回答いたしません。

(2) 在籍高校等の照会先

滋賀留学支援コンソーシアム事務局（滋賀県教育委員会事務局高校教育課内）

077-528-4575 平日9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

18 リンク集

➤滋賀県ホームページ「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」トップページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/kakusyu/333762/333982.html>

➤日本学生支援機構ホームページ「トビタテ！留学 JAPAN 拠点形成支援事業 FAQ」

<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/news/443.html>

別紙：国・地域コード表

地域	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名
アジア	100	台湾	108	インドネシア	116	パキスタン
	101	バングラデシュ	109	大韓民国	117	フィリピン
	102	ブータン	110	ラオス	191	シンガポール
	103	ブルネイ	111	マカオ	119	スリランカ
	104	カンボジア	112	マレーシア	120	タイ
	105	中国	113	モンゴル	121	ベトナム
	106	香港	114	ミャンマー	123	東ティモール
	107	インド	115	ネパール	124	モルディブ
中南米	201	アルゼンチン	209	エクアドル	217	パラグアイ
	202	ボリビア	210	エルサルバドル	218	ペルー
	203	ブラジル	211	グアテマラ	219	トリニダード・トバゴ
	204	チリ	212	ホンジュラス	220	ウルグアイ
	205	コロンビア	213	ジャマイカ	221	ベネズエラ
	206	コスタリカ	214	メキシコ	222	ハイチ
	207	キューバ	215	ニカラグア		
	208	ドミニカ共和国	216	パナマ		
中近東	301	バーレーン	308	レバノン	314	アラブ首長国連邦
	303	イラン	309	オマーン	315	イエメン
	304	イラク	310	カタール	316	パレスチナ
	305	イスラエル	311	サウジアラビア	317	アフガニスタン
	306	ヨルダン	312	シリア		
	307	クウェート	313	トルコ		
アフリカ	401	アルジェリア	414	モーリタニア	427	ボツワナ
	402	カメルーン	415	モロッコ	428	南スーダン共和国
	403	コンゴ共和国	416	ナイジェリア	429	シエラレオネ
	404	コートジボワール	417	セネガル	430	モザンビーク
	405	エジプト	418	南アフリカ	431	ベナン共和国
	406	エチオピア	419	スーダン共和国	432	ガンビア
	407	ガボン	420	タンザニア	433	ナミビア
	408	ガーナ	421	チュニジア	434	ニジェール
	409	ギニア	422	コンゴ民主共和国	435	マラウイ
	410	ケニア	423	ザンビア	436	ジブチ
	411	リベリア	424	ジンバブエ	437	ルワンダ

地域	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名
	412	リビア	425	チャド	438	ブルンジ
	413	マダガスカル	426	ウガンダ	439	レソト
北米	501	カナダ	502	アメリカ合衆国		
オセアニア	601	オーストラリア	607	フィジー諸島	613	バヌアツ
	602	ニュージーランド	608	キリバス	614	サモア
	603	パプアニューギニア	609	ナウル	615	クック諸島
	604	パラオ	610	ソロモン諸島	616	ニウエ
	605	マーシャル諸島	611	トンガ	617	トケラウ諸島
	606	ミクロネシア	612	ツバル	618	ニューカレドニア
ヨーロッパ	701	アルバニア	718	ギリシャ	735	スウェーデン
	702	オーストリア	719	ハンガリー	736	スイス
	703	エストニア	720	アイスランド	737	英国
	704	ラトビア	721	アイルランド	738	セルビア
	705	リトアニア	722	イタリア	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	706	ベルギー	723	ルクセンブルク	740	キルギス
	707	ブルガリア	724	マルタ	741	タジキスタン
	708	ベラルーシ	725	北マケドニア	742	モンテネグロ
	709	カザフスタン	726	オランダ	743	アゼルバイジャン
	710	ウクライナ	727	ノルウェー	744	リヒテンシュタイン
	711	ウズベキスタン	728	ポーランド	745	ジョージア
	712	クロアチア	729	ポルトガル	746	アルメニア
	713	チェコ	730	ルーマニア	747	コソボ
	714	デンマーク	731	ロシア	748	トルクメニスタン
	715	フィンランド	732	スロバキア	749	モルドバ
	716	フランス	733	スロベニア	750	キプロス
	717	ドイツ	734	スペイン		
	000	その他の国・地域				